

(温風暖房機)

第3条の4 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加熱された空気、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。
- (2) 温風暖房機に附属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によつて算定した数値（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、算定した数値が15以下の場合、15とする。）以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、10センチメートル以上）の金属以外の不燃材料で覆われた部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離（単位センチメートル）
上方	$L \times 0.70$
側方	$L \times 0.55$
下方	$L \times 0.45$

この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さ（単位センチメートル）とする。

- 2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

※ 改正経過：追加〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和61年条例第3号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成11年条例第8号〕、一部改正〔平成14年条例第31号〕

【趣旨】

本条は、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準について定めたものである。

「温風暖房機」とは、燃焼室又は発熱体を有し、液体、気体燃料又は電気により暖房を目的として温風を発生させる装置を有するもののうち、火粉、煙及び燃焼ガス等が混入しない構造の暖房機である。また、浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等（以下、本条【趣旨】及び【解説】において「浴室乾燥機」という。）のうち電気を熱源とするもの、温水を利用する浴室乾燥機のうち、温風の吹出口に補助ヒーターを有するものも「温風暖房機」として本条において規制される。

温風暖房機は、昭和48年の条例全部改正時には第3条（炉及びかまど）の設備として規制されていたが、機種が多様化に伴い、昭和55年に本条を設けたものである。

【解説】

1 温風暖房機による火災危険（例）

温風暖房機を設置し、使用することにより想定される火災危険の例を挙げると、下表のとおりとなる。

	想定される火災危険（例）	対策（例）
<input type="checkbox"/>	煙突の壁体貫通部の構造が不完全であり、長期に渡り使用したため、そこから漏れた排気熱により付近の壁内材が低温着火し、火災化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・貫通部を適正に施工すること。 ・不燃材料を使用すること。
<input type="checkbox"/>	居住者が就寝中に誤って蹴り飛ばした座布団がFF式灯油ストーブの温風吹出口をふさぐように接触したことで、座布団が着火し、火災化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物との離隔距離を確保すること。

□	温風暖房機を未使用の間、清掃が未実施だったことで内部に塗料かすが堆積し、高温となった燃焼室の輻射熱により塗料かすが発火する。	・定期的な点検や清掃をすること。
□	長期間の使用により燃焼気化筒内に多量のカーボンが溜ったことで異常燃焼が発生し、送風ファンが止まった時に送風側に逆火して出火する。	・定期的な点検や清掃をすること。

温風暖房機による火災危険は、上表のほかにも想定される。また、ここでは、それに対する対策の一例を挙げているが、これらの火災危険を排除し、安全に、安心して温風暖房機を使用するためには、本条及び本条【解説】に掲げる内容を順守し、火災予防対策を徹底する必要がある。

2 温風暖房機の種類

温風暖房機は、下表のとおり分類することができる。

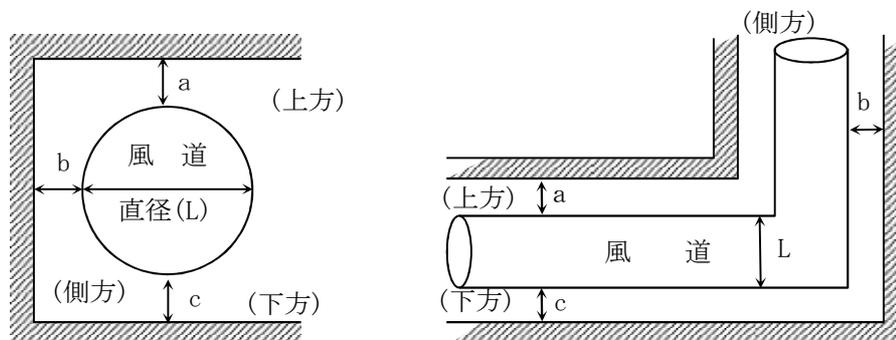
形 式		内 容
直接吹出型		暖房する部屋に設置し、温風を直接室内に吹き出す形式で、温風用送風機は本体に組み込まれているもの
ダクト 接続型	送風機組込	温風をダクトにより暖房する部屋に送る形式で、温風用送風機は本体に組み込まれているもの
	送風機別置	温風をダクトにより暖房する部屋に送る形式で、温風用送風機は本体に組み込まず別置きとしたもの

3 温風暖房機の位置及び構造の基準（第1項関係）

- (1) 加熱された空気、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。
- (2) 温風暖房機に附属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃物の物品との間に下表に掲げる式によって算定した数値以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上のロックウール等の金属以外の不燃材料で覆われた部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離（単位・cm）
上 方(a)	$L \times 0.70$
側 方(b)	$L \times 0.55$
下 方(c)	$L \times 0.45$

この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形（長方形）の場合は長辺の長さ（単位 cm）とする。



可燃性物品等との間の距離

- (3) (2) において、入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、以下のとおりとすること。

ア 不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可

【第3条の4（温風暖房機）】

燃物の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値が15以下の場合、15とする。
イ 入力70キロワット以上のものに附属する風道にあっては、厚さ10センチメートル以上のロックウール等の金属以外の不燃材料で覆われた部分については、この限りでない。

4 その他温風暖房機の位置、構造及び管理の基準（第2項関係）

(1) 第1項に定めるもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条（炉）の規定を準用している。ただし、第3条第1項第11号及び第12号の規定は除くものとする。具体的に準用される規定の概要は、以下のとおりである。各規定の詳細は、第3条【解説】を参照すること。

ア 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離として消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。（第3条第1項第11号関係）

イ 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第12号関係）

ウ 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。（第3条第1項第13号関係）

エ 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。（第3条第1項第14号関係）

オ 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。（第3条第1項第15号関係）

カ 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において、防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。（第3条第1項第16号関係）

キ 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。（第3条第1項第17号関係）

ク 地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。（第3条第1項第18号関係）

ケ 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。（第3条第1項第19号関係）

コ 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第3条第1項第19号の2アに掲げる装置（炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置）を設けたものにあつては、この限りでない。（第3条第1項第20号関係）

サ 温風暖房機に附属する風道については、風道並びにその覆い及び支枠の不燃措置、風道の温風暖房機に近接する部分への防火ダンパー設置、温風暖房機から防火ダンパーまでの部分等における可燃性部分との間の離隔距離の確保、給気孔のじんあい混入防止措置などをとること。（第3条第1項第21号関係）

シ 固体燃料を使用する温風暖房機にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気を図ること。（第3条第1項第22号関係）

ス 固体燃料の灰捨場及び燃料置場について、灰捨場の不燃及び飛散防止措置、多量の燃料を使用する場合における燃料置場と火源との離隔距離の確保などの措置をとること。（第3条第1項第23号関係）

セ 液体燃料を使用する温風暖房機の燃料タンク、配管等の附属設備について、飛散防止、地震による転倒防止、燃料タンクの強度、屋内に設ける場合の措置、有効なる過装置の設置、燃料装置に過度の圧力がかかるおそれのある温風暖房機に係る異常燃焼を防止するための減圧装置の設置などを行うこと。（第3条第1項第24号関係）

ソ 気体燃料を使用する温風暖房機にあつては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃

【第3条の4（温風暖房機）】

焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、金属管の使用、ねじ接続、フランジ接続、溶接等による接続方法、差込み接続による場合のホースバンド等での締め付けなどを行うこと。（第3条第1項第19号関係）

タ 液体燃料又は気体燃料を使用する温風暖房機にあつては、必要に応じ、炎が立ち消えた場合の安全確保装置、未燃ガスが滞留するおそれのあるものにおける点火前及び消火後の未燃ガス自動排出装置、温度が過度に上昇した場合における燃焼の自動停止装置、電気を使用して燃焼を制御する構造等のものにおける停電時の自動燃焼停止装置などの安全装置を設けること。（第3条第1項第19号の2関係）

チ 気体燃料を使用する温風暖房機の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。（第3条第1項第19号の3関係）

ツ 電気を熱源とする温風暖房機にあつては、耐熱性を有する電線、接続器具等の使用及び短絡防止措置、温度が過度に上昇した場合における熱源の自動停止装置などの措置をとること。（第3条第1項第20号関係）

テ 温風暖房機の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物を放置しないこと。（第3条第2項第1号関係）

ト 温風暖房機及びその附属設備は、点検できるように設置するとともに、亀裂、破損、摩耗、漏れその他必要な事項について点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。（第3条第2項第2号関係）

ナ 液体燃料を使用する温風暖房機及び電気を熱源とする温風暖房機にあつては、第3条第2項第2号の点検及び整備に必要な知識及び技能を有する者として市長が別に定めるものに行わせること。（第3条第2項第3号関係）

ニ 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。（第3条第2項第4号関係）

ヌ 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある温風暖房機にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。（第3条第2項第5号関係）

ネ 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。（第3条第2項第6号関係）

ノ 入力350キロワット以上の温風暖房機にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓、出入口等に防火戸を設けた室内に設けること。ただし、温風暖房機の周囲に有効な空間を保有する等火災予防上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。（第3条第3項関係）

ハ その他液体燃料を使用する温風暖房機の位置、構造及び管理の基準について、次の規定を準用する。（第3条第4項関係）

（ア）指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関すること。（第35条関係）

（イ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準等に関すること。（第36条の2関係）

（ウ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準等に関すること。（第36条の3関係）

（エ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関すること。（第36条の3の2関係）

（オ）指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の基準等に関すること。（第36条の4関係。ただし第2項第1号、第2号、第4号及び第11号は除く。）

【第3条の4（温風暖房機）】

(カ) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準等に関すること。(第36条の5関係)

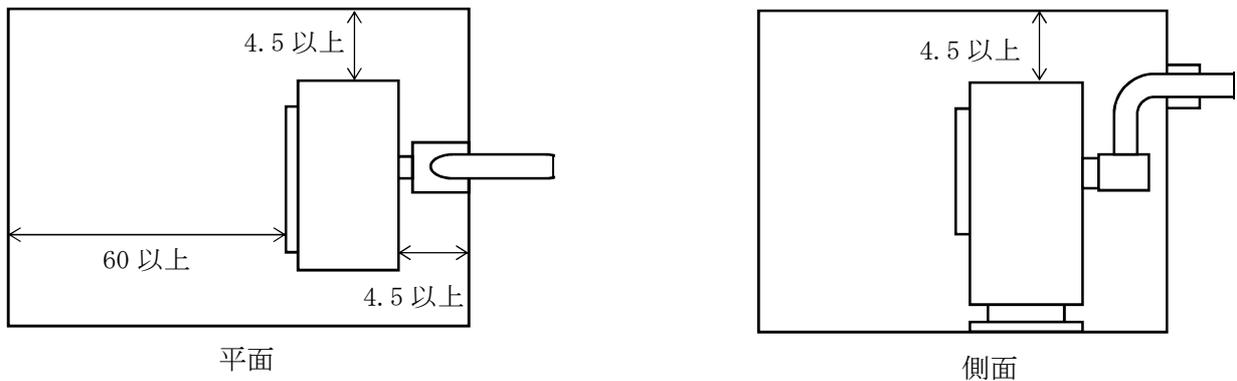
(2) (1) サ(第3条第1項第14号関係)は、熱風炉に附属する風道を準用したものである。熱風炉のうち、暖房を目的とするものは温風暖房機として取り扱う。温風暖房機の風道並びにその被覆及び支柱は、不燃材料で造るとともに、風道の温風暖房機から2メートル以内の部分に防火ダンパーを設ける。ただし、風道が2メートル未満又は温風暖房機から5メートル以内に不燃区画のための防火ダンパーが設けられている場合は、当該防火ダンパーを設けないことができることとしている。

(3) (1) ハ(第3条第4項関係)は、灯油、重油その他の液体燃料を使用する温風暖房機に係る危険物規制について規定したものである。当該液体燃料は危険物に該当するものであるため、その貯蔵し、又は取り扱う数量が指定数量未満の場合は第4章の該当条項の規制を、指定数量以上の場合には危政令等の危険物関係法令の規制を受けることとなる。

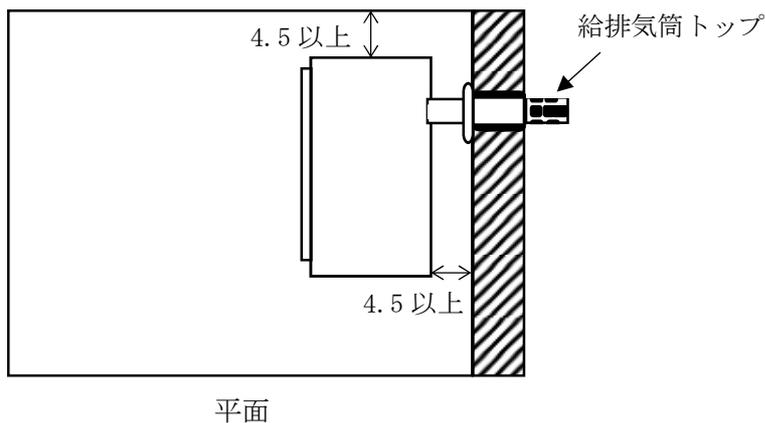
5 一般的な設置例

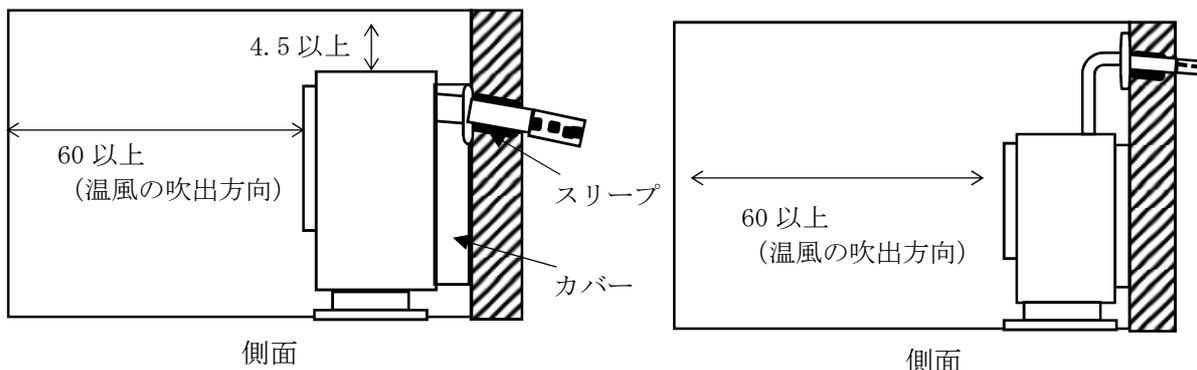
一般的な設置例として、「9 離隔距離」の数値(単位:センチメートル)を図で示すと、下図のとおりとなる。

(1) 気体燃料・半密閉式・バーナーが隠ぺいされているもの・強制対流型(19キロワット以下)

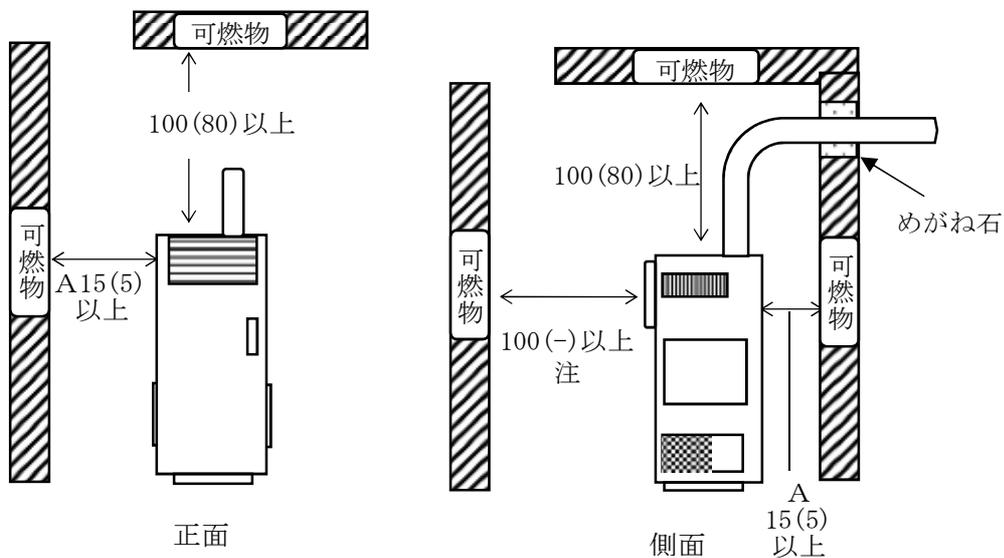


(2) 気体燃料・密閉式・バーナーが隠ぺいされているもの・強制対流型(19キロワット以下)





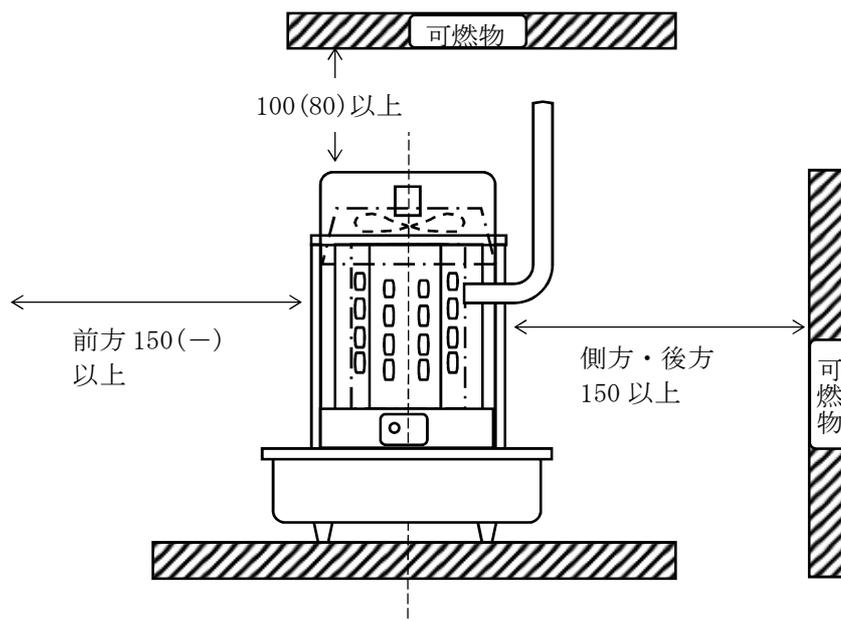
(3) 液体燃料・半密閉式・強制対流型・温風を前方向に吹き出すもの（不燃以外は入力26キロワットを超え70キロワット以下のもの、不燃は入力70キロワット以下のもの）



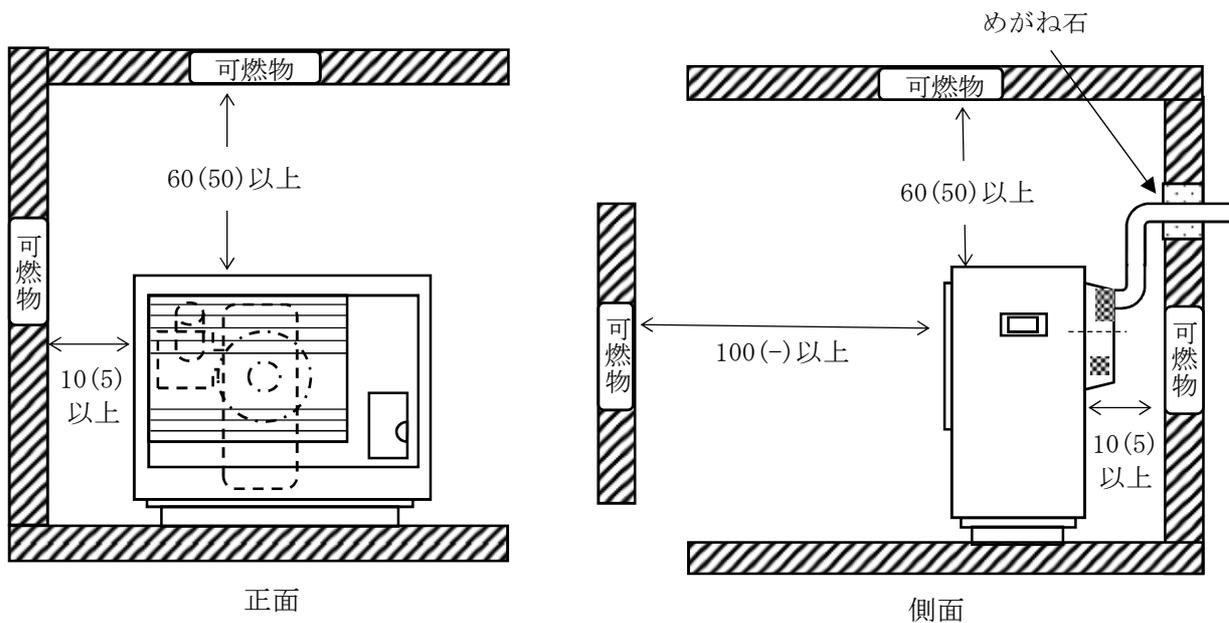
- 注 不燃以外で入力26キロワット以下の場合は、150センチメートルとする。
- ※ Aは、基準では15以上と定めているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。
- ※ ()内の数値は、防熱板取付など不燃措置した場合の寸法（以下、本条【解説】において同じ。）

【第3条の4（温風暖房機）】

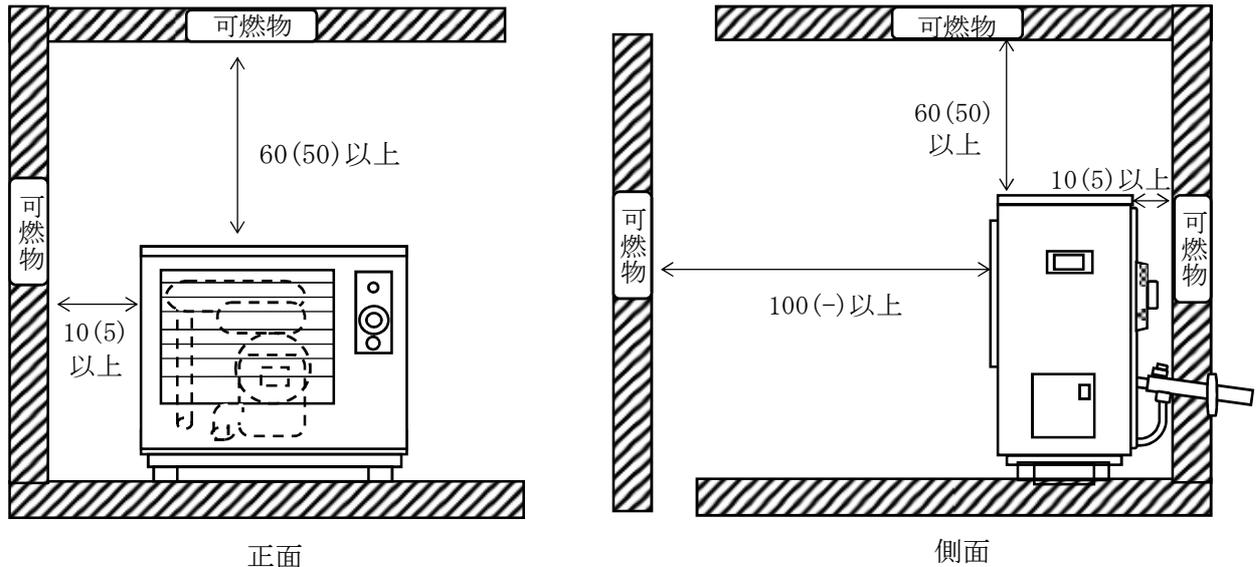
(4) 液体燃料・半密閉式・強制対流型・温風を全周方向に吹き出すもの（入力26キロワット以下）



(5) 液体燃料・半密閉式・強制対流型・強制排気型（入力26キロワット以下）



(6) 液体燃料・強制給排気型（入力26キロワット以下）



6 浴室乾燥機の位置、構造及び管理の基準

浴室乾燥機は、乾燥、暖房及び換気をするシステムで、火気設備の取扱い上は、温風暖房機に分類する。浴室に設ける天井組込み形乾燥装置の位置、構造及び管理の基準は、以下のとおりとする。

(1) 適用範囲

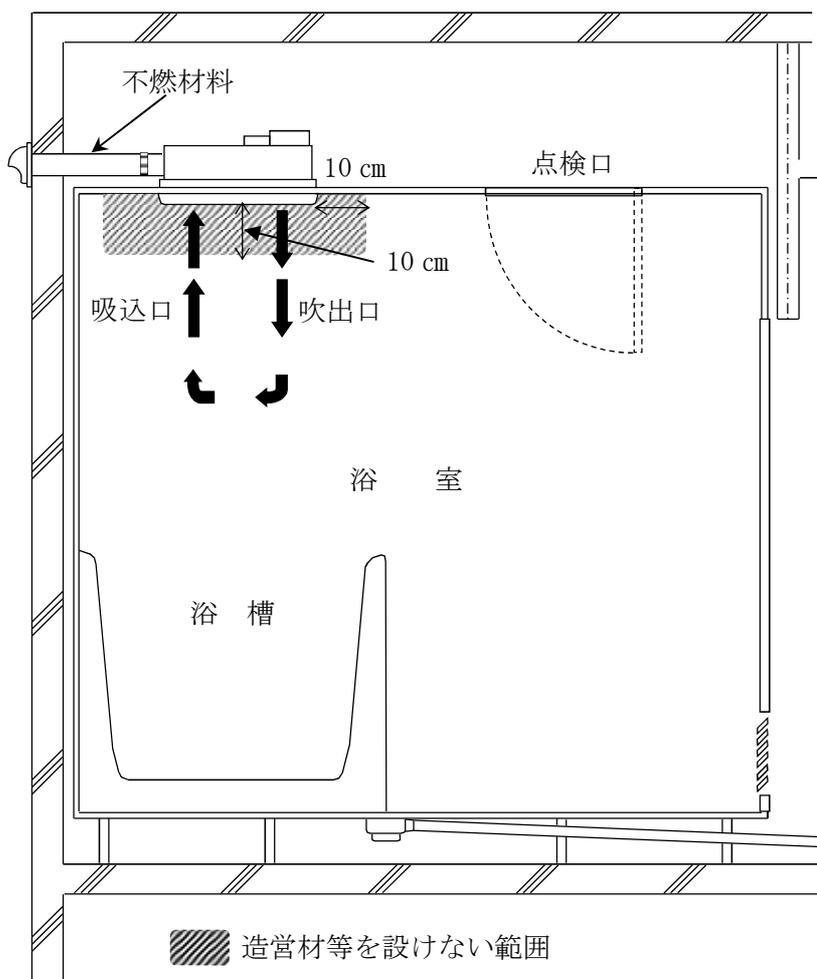
- ア 一般家庭の浴室内の衣類乾燥及び浴室暖房等をする機器のうち、当該浴室の天井に組込み形等として設置されるもので、電気ヒーターを熱源（ヒートポンプ式のみのは除く。）とする機器に適用する。
- イ 電気用品安全法の技術基準に適合したもの（電気乾燥機又は電気除湿機で補助ヒーターを有するもの）であること。
- ウ （一社）日本電機工業会が制定する「組込み形等の浴室衣類乾燥機の自主試験基準」に適合したもの、又はこれと同等以上の安全性が確認されたものであること。

(2) 構造

- ア 電気ヒーター電熱容量は、3キロワット（2以上の電熱装置を有するものは、同時通電できる電熱装置容量の合計）以下であること。
- イ 換気ダクトは、不燃材料で造ること。
- ウ 本体外かく材質は、金属製とすること。ただし、温風吹出しグリルは除く。
- エ 温度過昇防止装置を設けること。
- オ 過電流防止装置を設けること。
- カ 送風機が故障等により停止した場合は、自動的に電源を遮断できること。
- キ 漏電遮断器を設けること。

(3) 取付方法

- ア 設置状態で、少なくとも機器の一面が浴室内に露出していること（機器は、隠ぺい設置状態とならないこと。）。)
- イ 浴室内への温風吹出口及び空気吸入口の周囲10センチメートル未満には、造営材等（乾燥する衣類を含む。）を設けないこと。
- ウ ダクトは専用とすること。ただし、一の住戸内の洗面所及びトイレその他これらに類する室（以下、本条【解説】において「洗面所等」という。）のダクトと接続される場合で、洗面所等のダクトが不燃材料で造られている場合は、この限りでない。
- エ 機器本体に近接する部分に、機器本体の点検・清掃に必要な点検口（容易に点検・清掃できる構造のものを除く。）を設けること。



浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥機・暖房用電気機器の設置例

7 届出関係（第66条、規則第17条関係）

第66条（火を使用する設備等の設置の届出）【解説】を参照すること。

8 消火設備（第41条関係）

- (1) 政令の規定による消火器の設置義務が生じない防火対象物に温風暖房機（入力合計70キロワット未満のものを除く。）が設置されている場合は、第41条第2項第3号に基づき、消火器を設けなければならない。
- (2) 消火器を設置する場合は、次の事項について考慮する。
 - ア 当該場所に至る各部分から、歩行距離20メートル以下とすること。
 - イ 適応する消火剤であること（政令別表第2参照）。
 - ウ 設置する消火器の能力単位は、1単位以上とすること。
- (3) 消火器の設置にあたっては、重複して設けないことができる場合があるため、第41条（消火器に関する基準）【解説】を参照すること。
- (4) 防火対象物に床面積200平方メートル以上の温風暖房機（入力70キロワット未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）が設置された室があるときは、政令第13条第1項に基づき、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置しなければならない。

9 離隔距離（別表第3）

条例に定める温風暖房機の離隔距離は、下表のとおりである。

種類					距離（センチメートル）				
					入力	上方	側方	前方	後方
気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠れているもの	強制対流型	19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5
液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26キロワットを超え70キロワット以下	100	15	100注1	15
				温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	15	150	15
				強制排気型	26キロワット以下	100	150	150	150
				強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70キロワット以下	80	5	—	5
				温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	80	150	—	150
				強制排気型	26キロワット以下	50	5	—	5
				強制給排気型	26キロワット以下	50	5	—	5
上記に分類されないもの					—	100	60	60注2	60

注1）風道を使用するものにあつては、15センチメートルとする。

注2）ダクト接続型以外の場合にあつては、100センチメートルとする。

備考

- (1) 「気体燃料」及び「液体燃料」とは、種類欄に掲げる設備又は器具が、それぞれ気体燃料及び液体燃料を使用するものである場合をいう。
- (2) 「不燃以外」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品である場合をいう。
- (3) 「不燃」とは、種類欄に掲げる設備又は器具の上方、側方、前方又は後方が、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板である場合をいう。
- (4) 距離（センチメートル）欄の「—」は、種類欄に掲げる設備又は器具の構造、使用実態等から、距離を定めないことを示す。
- (5) 「半密閉式」とは、燃焼に必要な空気を室内から取り入れ、燃焼排ガスを屋外へ排出するものをいう。
- (6) 「密閉式」とは、給排気筒を外気に接する壁などを貫通して屋外に出し、送風機又は排風機によって強制的に給排気を行うものをいう。